村尾光子の しもつけ 市議会報告 （第１３号）

２００９年１月１６日発行



発行者：村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX：0285-44-5418
E-mail：muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H20年第4回定例会
（12月9～12日）の報告です。

もくじ

一般質問（通告順）
塚原良子・小谷野晴夫・磯辺香代・野田善一・須藤 勇・目黒民雄・村尾光子の7議員が質しました。

H21年第１回定例会は３月３日から予定されています。

皆様、健やかに新年をお迎えでしょうか。

不況と雇用不安、先行き不透明な中での新年の幕開けとなりました。少しでも早く、すべての人々が平安なくらしができますようにと祈らずにはいられません。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

12月議会では議案24件、発議（議員提案）2件を審議しました。下野市の体制を整えていくための条例制定・改正案はもとより、高速通信網整備に係る工事請負契約は大きな案件でした。議会での議論は、今後どのように反映されるのでしょう。

視察研修を通して、どうやら市議会としての標準仕様があると感じました。“形”からではなく、二元代表制に基づく議会の本旨に沿って、議会機能を充実させていきたいものです。

他の行事との兼ね合いから議会報告会開催の時期が遅くなりますが、大いに意見交換しましょう。



議会報告＆意見交換会

2月7日（土）10:00～12:00
グリーンタウン・コミュニティセンター 会議室

報告：村尾
お気軽にお出かけ下さい



《ボランティア講演会のご案内》

“安心して暮らせるまち”はボランティアネットワークから

2月1日（日） 13:30～ 於 国分寺公民館
講師：秦 靖枝 さん
（牛久市社会福祉協議会副会長・大学講師）
参加費：無料 （どなたでも参加できます）
主催：下野市Ｖ連・栃木県Ｖ連、後援：下野市社協



この報告を配って下さるボランティアを募集しています。

《審議事項》

報告第12号	専決処分の報告について(損害賠償の額)	―――	
議案第82～87号	H20年度会計補正予算(6会計:一般·国保·介護保険·下水道事業 農業集落排水·水道事業)	賛成全員	可決
88	市入札適正化委員会条例の制定について	〃	〃
89	部課設置条例の一部改正について	〃	〃
90	職員給与条例の一部改正について	〃	〃
91	情報公開条例の一部改正について	〃	〃
92	個人情報保護条例の一部改正について	賛成多数	〃
93	税条例の一部改正について	賛成全員	〃
94	国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃
95	重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	〃	〃
96	物産館条例の一部改正について	賛成多数	〃
97	工事請負契約の締結(地域イントラネット基盤施設整備工事)	〃	〃
98～100·102	市施設の指定管理者の指定について(コミュニティセンター、農村レストラン、市民農園、グリムの森·グリムの館)	賛成全員	〃
101	市物産館施設の指定管理者の指定について	賛成多数	〃
103·104	土地の取得について(2件)	賛成全員	〃
105	市道路線の認定について	〃	〃
発議第4号	市議会委員会条例の一部改正について	〃	〃
5	地方議会議員の年金制度に関する意見書の提出について	〃	採択

＊議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

■市入札適正化委員会条例を制定

(議案第88号)

入札における公正な競争を確保するため、学識経験者により構成される適正化委員会を設置する。委員は非常勤特別職で任期2年。21年4月から施行。

(所掌事務)

(1)市発注の建設工事(公共工事)に関し、入札·契約手続きの運用状況等の報告を受ける。

(2)公共工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札参加資格設定理由·経過、指名競争入札に係る指名の理由·経過、随意契約の理由などについて審議。

(3)談合情報への対応状況について審議。

(4)入札·契約方法の改善案について審議し、結果を市長に報告。

(5)再苦情について審議し、その結果を市長に報告。

(組織)

委員会は4人以内、①学識経験を有する者 ②市長が必要と認める者、から市長が任命する。

＊学識経験者として県弁護士会、県公認会計士会大学に推薦を依頼するとのこと。

＊会議は最低年2回予定

■4月から市の組織機構改革、総合政策室設置へ

(議案第89号)

市民の視点から行政サービスを見直し、合理的、効率的な組織·機構とする。

改正前	**改正後**
秘書広報課 (1)秘書に関すること (2)広報·広聴	**総合政策室** (1)秘書に関すること (2)広報·広聴 (3)総合企画·総合調整 (4)まちづくりの総合調整 (5)情報管理 (6)統計
総務企画部 (1)議会·行政一般 (2)組織機構·人事 (3)文書·例規 (4)総合企画·総合調整 (5)まちづくり総合調整 (6)財政 (7)情報管理 (8)統計 (9)財産管理 (10)市税等 (11)他の部の所管に属さないこと	**総務部** (1)議会·一般行政 (2)組織機構·人事 (3)文書·例規 (4)財政 (5)財産管理 (6)市税等 (7)他の部の所管に属さないこと

企画財政課を企画と財政に分離。仕事しやすくなるだろう

◎総務企画部企画財政課が担当していた政策推進·情報·統計部門を秘書広報課と共に総合政策室へ

■情報公開条例を改正　（議案91号）

「制度をさらに推進するため」の改正、公開の範囲が拡大された。

《改正点》

①「公文書」の表現を「行政情報」に
②「行政情報」の定義：「職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」
③法廷受託事務に係る公開については市が自律的に判断する。
④個人情報であっても公務員等の職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職とともに氏名も公開する。
⑤非公開の部分を容易に分離できるときには、分離して部分公開する。
⑥窓口業務の簡素化(口頭による公開通知も可)
⑦審査会の名称を「情報公開･個人情報保護審査会」に改め、役割を強化

■個人情報保護条例も改正　（議案92号）

情報公開条例と同様の理由で改正。

《改正点》

①目的に「地方自治の本旨に即した構成で民主的な市政の推進に資する」を追加
②個人情報の利用停止請求権を認める
③事業者の責務を明記
④個人情報を取り扱う目的(「取扱目的」)を明示
⑤裁量的開示規定を明記(開示請求された保有個人情報に非開示情報が含まれていても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとき)
⑥**罰則規定創設**

(罰則)

正当な理由なく個人情報ﾌｧｲﾙを提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
保有個人情報を第3者の不正な利益を図る目的で提供、盗用したとき	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
職権を濫用して、職務以外の目的で個人情報を収集したとき	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
不正な手段で開示を受けた者	5万円以下の過料

(両罰規定) 法人の従業員等がその法人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者と法人に罰金刑を科す。

(区域外規定) 本市区域外にある者にも適用する。

> **罰金**:犯罪を犯した者への金銭罰、科料より重い
> **過料**:行政処分、法令違反した者への金銭罰

■光ファイバー整備事業､施工へ

工事請負契約を可決　（議案97号）

市内全域高速通信網整備を目指して基盤施設整備を行う。

工事名	地域イントラネット基盤施設工事
施工場所	市全域
契約方法	事後審査型条件付き一般競争入札
契約金額	4億0845万円(消費税含)
契約相手	(株)NTT東日本ー栃木
備考：工期はH21年3月末まで、防災無線設備は年次計画により整備する。	

●市が整備する光ファイバ通信設備はIRU方式(注1)でNTT東日本に賃貸し、NTTはBフレッツ(注2)で通信事業を行う。
●市は整備した通信網を活用して緊急時同報通信設備を整備する。(通常は行政情報を送信)

> (注1)**IRU**:破棄し得ない使用権(Indefeasible Right of User)のことで関係当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用権。IRUの設定を受けた事業者は当該光ﾌｧｲﾊﾞ等を継続的に支配･管理している状態と認められる。
> ～総務省HP～
> (注2)**B フレッツ**:NTT東日本/西日本が行う地域IP網へのアクセスを定額制･常時接続で提供するサービス。　～http/::ja.wikipedia.orgから～

設計の段階でIRU方式､市場実績からBフレッツを採用するとした。設計はNTT東日本。

電気通信事業者は47社登録されており､「Bﾌﾚｯﾂ施工経験有り」(入札参加条件)は16社。

今回､応札したのは4社､1位の事業者は事後審査の総合評価で失格となった。電気通信工事の総合評点は高いが､Bﾌﾚｯﾂ施工実績138万円は「実績有り」とは認められなかった。その結果､2位のNTT東日本－栃木が落札業者となった。

◇　◇　◇

予定価格が事前公表されているとはいえ､設計業者が落札するだろうことは容易に推測できる。設計･施工分離が原則､果たして適正な入札方法だったのか。議論百出した。

◇　◇　◇

「市単独事業ならプロポーザル方式とすべきだが､国庫補助が決定する前には契約できないため」「特殊性のため設計業者の入札参加を認めた」「随意契約も考えたが競争してほしかった」との説明。致し方ないことなのだろうか？

釈然とせず村尾は賛成しなかった。

■『淡墨亭』を物産館本来の姿に

物産館条例改正、指定管理者に
「新淡墨亭管理組合」を指定　（議案 96･101 号）

淡墨亭は「商工物産と地域観光の活性化を図るため」を目的に旧国分寺町が設置した。



《使用料規定を改正》

(1) 専属的に使用する場合の使用料（月額 45 千円）は廃止する。

(2) 付帯施設のバーベキュー設備の使用料を徴収。

	10:00 ～ 13:00	13:00 ～ 16:00
10 人卓	1,000 円	1,000 円
18 人卓	2,000 円	2,000 円

《指定管理者の指定》

指定管理者	新淡墨亭管理組合 代表　大橋和子氏
指定期間	H21 年 4 月 1 日～ H26 年 3 月 31 日

＊公募の結果、2 団体が応募、しかし 1 団体は辞退した。選定委員会で残る 1 団体を審査し、物産館の設置目的に合致しているとして選定した。

定休日と年末年始を除き通年営業しているはずの淡墨亭は暫く前から閉じたままで、問題視されていた。現在の指定管理者（有）尼寺代表者は所在不明とのこと。指定期間は 21 年 3 月末日まで。

残る期間はどうするのか。担当部長は「早期に現状況を変えたい」としている。これまでは協定により、使用料を減免し管理委託料は支払っていなかったので金銭的損害は無い。

さて、新年度からは条例改正により原則施設使用料は無料になる。「基本協定締結の中で協議する」との説明だが、根拠となる条文を廃止しては使用料は徴収できないのではないか。これまでのように、「原則有料、状況を見て協定で減免」方式が妥当と思う。納得できず賛成しなかった。

新装の淡墨亭は、そばなどの軽食提供のほか農産物加工品はじめ地元物産品と障害者施設製品の販売に力を入れるとのこと。「物産館はレストランとは趣旨が異なる。これからは本来の形に近づけていく」と担当部長。この点は大いに期待している。でも、運営は大変だろうな･･･。

《指定管理者が行う業務の範囲》 条例･規則から

①物産館の維持管理業務
②ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ施設の維持管理と運営業務
③下野市の観光･物産の PR 業務
④その他市長が定める業務

■その他の施設の指定管理者は 現在の団体を指定更新

コミュニティセンター、農村レストラン、市民農園、グリムの森･グリムの館は公募せず、これまで通りの団体を指定。期間：21 年 4 月 1 日～ 3 年間。

財団法人グリムの里いしばしも引き続き指定管理者として指定した。

しかし、昨年は栃木税務署より法人税と指定管理委託料に係る消費税の未申告が指摘され、過年度分と合わせて 4,714,700 円を納税した。議会へは「納税の財源は財団の自己努力により確保、今後の財団のあり方を直営方式も含めて検討する」と報告した。

財団が受託する限り法人税･消費税などが課税される。（H19 年度分課税総額 1,621,200 円）

検討の結果はどうだったのか、確認するため質した。教育次長の答弁は「外部委託を半減し、財団職員は自ら汗をした。進化していることを評価した」。･･･つまり、『財団は課税されても自己努力で納税できるので、指定管理者としたい』のか。

市直営方式ではなく、財団を維持して指定管理者とするメリットをもっと明確に示してほしかった。まだ公益財団にはなっていないという。

法人税:正味財産の増額分と退職積立金の合計額に対し 22 ％課税。

消費税:仕入れに掛かる消費税を除き 5 ％課税

■市営墓地用地、集会施設用地を取得

石橋南部土地改良事業関連（議案 103･104 号）

土地改良事業により生み出された土地を公共用地として取得する。

市営墓地用地	9,989 ｍ²	29,967,000 円
集会施設用地	9,975 ｍ²	29,925,000 円

集会所･加工所･直売所の機能

取得相手方：石橋土地改良区

所在地：国道 352 号線南側姿川近く、
2 カ所は南北に隣接した土地

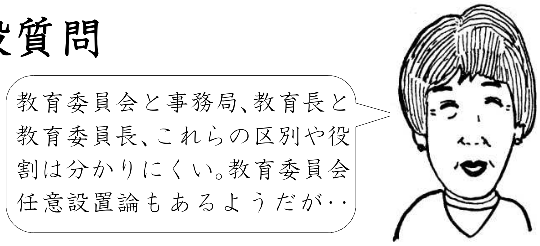
議案の質疑も難しい･･･

発言は「再質疑含めて 3 回」のルールだが、納得できずに終わってしまうこと度々。着眼点、事前調査、表現力そして理解力と即断力。経験を重ねても未熟なままだ。中途半端に終わった。





村尾光子の一般質問



行政(事務事業)評価は一元化できないのか

行政運営には事業毎に計画･実施･評価･見直し(PDCA サイクル)がなされなければ実効性が伴わない。しかし、その評価が法に基づくとはいえ、重複して行われるとは非効率的だ。何か手立てはないものか。

教育行政については総合計画に基づく行政評価と地方教育行政法に基づく点検･評価が実施され、ともに外部委員による評価がなされている。

教育委員会の独立性を確保しつつ事務事業の簡素化、効率化を図るために、行政評価のあり方を検討すべきではないか。

【広瀬市長】 市が行う教育委員会の行政評価は行政改革に沿うものがあるか、また、ハード面の設置者としての評価でもある。煩雑性や二重の部分があれば、精査し教育委員会と一元化について検討する。

【古口教育長】 H19 年 6 月の地教行法一部改正により、すべての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理･執行状況について点検･評価を行い、報告書を作成して議会に提出、公表しなければならない。

どのような点検･評価を行い、報告書の様式、議会への報告方法などは、各教育委員会が学識経験者の知見を活用して決定する。

下野市教育委員会では協議の結果、市総合計画の行政評価システムに準じた評価方式を採用した。

初年度であり、下野市は他市町に先駆けて実施したので改善すべき課題もある。他市町の事例を参考に、評価方法、評価委員の公募、報告･公表の工夫など検討し、成熟度を高めたい。

行政評価、教育委員会点検･評価のそれぞれのねらいは何か。

教育委員会外部評価委員の委嘱規定はあるのか。

【古口教育長】 行政評価システムによる事務事業評価は市の健全財政維持のため、コスト削減を主たる目的とした予算連動の実施前評価である。

一方、教育委員会の点検･評価は事業実施後の実績評価であり、各事業執行について①対象の妥当性、市総合計画への貢献度、②目的達成への有効性、③コスト的手段としての効率性、④実施方法･費用対効果からの改善性の 4 項目について、主要事業を定め、教育委員会内部評価の後、学識経験者による外部評価を受けた。

外部評価委員の委嘱規定は定めていないが、市の教育力向上を目指して設置した教育推進懇談会委員の中から 3 委員にお願いした。

(再質問)規定がなければ外部委員への報酬は支払えない。法に基づいた点検･評価委員として軽んじられていないか。

【石田教育次長】 現在は「その他の特別職」としての報酬を支払っている。評価方法など成熟度が高まった段階で、実施要綱を策定する。

《地方教育行政の組織および運営に関する法律(地教行法)の改正》 H20 年 4 月施行

⑴ 教育委員会の責任体制の明確化

○地方教育行政の基本理念を明記する。

○合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定･改廃、③教育機関の設置･廃止、④職員の人事、⑤活動の点検･評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することを規定する。

○教育委員会は学識経験者の知見を活用し活動状況の点検･評価を行うこととする。

⑵ 教育委員会の体制の充実：省略

⑶ 教育における地方分権の推進

○教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。

○文化･スポーツの事務を首長が担当できるようにする。

○県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行う。

⑷ 教育における国の責任の果たし方：省略

⑸ 私立学校に関する教育行政：省略

～文部科学省 HP から～

首長部局の行政評価は、教育委員会を含めて部ごとに予算 500 万円以上の 5 事業を選定して、内部評価結果が市民感覚と乖離していないかを第 3 者委員の評価を受ける。

11 月 27 日に報告された教育委員会の点検･評価結果では、行政評価と重ならない各課 3 事業計 15 事業について評価がなされた。教育委員会事務局は評価を受けることに終始?

教育委員会が担うべき事務事業は何か

地教行法改正では地方分権推進の観点から文化･スポーツの事務は首長が担当することができるとされ、生涯学習社会づくりは行政の多分野にわたるので首長部局に事務局を置く例もある。

確認のため下野市教育委員会の基本的方針を質した。

教育委員会が担うべき事務事業は何か。
教育委員会は首長部局から独立した執行機関である。独立性を担保するためにどのような配慮･工夫がなされているのか。

【古口教育長】 義務教育を確実に行うこと、市民の学習･スポーツ･文化活動が豊かに元気よく行えるよう条件整備をすることが教育委員会が担うべき事務事業と考える。

本市の教育委員は教育に寄せる高い理念と旺盛な気概のもと、業務に精励し、教育方針･施策については議会･市長の意思を尊重しながらも自ら判断･決定するとの使命感を持っている。

独立性を堅持し続けるには、こうした教育委員によるレイマンコントロール(㊟)機能が有効に作用することが必定要件になる。教育委員の弛まぬ自己研鑽のための研修･交流の場充実が肝要だ。

㊟レイマンコントロールは専門家だけの判断に偏することなく、住民のニーズを適切に施策に反映させる仕組み。レイマンは素人ではなく一般常識人と捉えるべき。(中央教育審議会地方教育行政部会議事録から)

(再質問)事務局職員の人事、予算編成について、教育委員会はどのような裁量権があるのか。

【篠崎副市長】 職員異動については給食調理員や専門職についてのみ教育委員会で行い、事務職員はすべて首長部局が採用し、教育委員会に出向している。内部的事務として部課長からのヒアリングと同様、教育委員会の意見も聞いている。

予算の議会への提案権は首長にある。教育委員会はあくまでも要求するのみ。

(再質問)教育委員会の社会教育主事配置方針は？

【石田教育次長】 社会教育法の理念に沿い、常時配置することは当然で、積極的に配置する方針だ。また、資格取得の意志がある職員がいれば、率先して養成する。毎年1名の育成をしている。

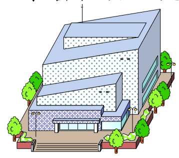
現在、有資格者は生涯学習課に2名配置されている

型通りの答弁。人事権と予算編成権について、もっと広い枠を教育委員会に認めることはできないものか。独立機関としての影が薄いと感じるのだが。

生涯学習推進の事務局を教育委員会に置くメリットは何か。すべての分野にわたる市民活動との連携はどのように進めるのか。

【古口教育長】 県内市町のほとんどが教育委員会に事務局を置いているので、行政間の情報交換や連携がしやすく、県生涯学習情報センターや教育機関からの情報を得やすいメリットがある。

昨年10月にオープンした市生涯学習情報センターでは、ボランティアの登録･コーディネートなどの支援を行い、生涯学習社会の実現に努めている。



市民にとって有利な施策展開が可能な教育委員会に事務局を置くことが望ましい。

市民活動と行政の連携、協働体制については、市生涯学習推進協議会を設置して市民と行政職員による推進計画策定など、協働による事業展開を図っている。

生涯学習情報センターでは市民活動団体の支援、各種ボランティアバンクの共有化、市民活動団体の情報集積を図り、今年度は福祉ボランティアと生涯学習ボランティアの交流事業も実施した。大切な事業なので今後とも十分意を尽くす。

教育委員の選任方針を伺う。

【広瀬市長】 教育委員は任期4年、すべてが同一の時期に重ならないこととされているので市長職1期の間に公平性を保つのは難しい。

しかし、大きな条件は人格高潔であり、教育･学術･文化に関し識見を有し、政教分離も考慮した上で、議会の同意をいただいている。

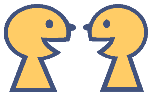
保護者の選任義務は明文化された(改正法第4条)。「年齢･性別･職業等に著しい偏りが生じないように配慮」(法)、そして地域的な均衡はどう考えているのか、確認できなかった。

社会教育推進のための基本方針を問う。
また、公民館講座開催の目的は何か。

【古口教育長】 社会教育は市民が主体となって行う自由な教育･学習の営みであり、自己学習にとどまらず、市民意識、社会連帯意識を高め地域づくりの一員としての自覚を持ち、明るく潤いのあるまちづくりに貢献しようとする

市民を育むことを目的に、推進している。

具体的には、市民力養成講座、地域活動コーディネーター養成講座、市民人権講座など、地域社会のニーズ・課題を的確に把握し、まちづくりを市民レベルで実践するリーダー養成事業を展開している。



公民館講座は社会教育法に基づき、また、生涯学習活動の拠点として、趣味・教養・文化的学習活動の機会を提供している。

生活環境や価値観が多様化し、社会情勢や教育環境が急激に変化する中では、市民ニーズのみでなく、市民自らが学習する意欲と能力を培い、課題解決に取り組む主体的な態度を養っていくことが大切だ。

趣味的な講座もあるが、この中でも仲間づくりやリーダー養成を意図しながら展開している。下野市の新たな歴史を築くためには、まずは人間的なつながりを築くことが必要だ。公民館での学習は出会いと交流の場として重要な意味がある。

勿論、公民館の趣味・文化的講座を否定しているのではない。だが、それらに偏重しているのでは？確かに生涯学習情報センターでは内容の濃い有意義な講座が開催されている。公民館でもこうした地域社会での課題解決に資する講座が多彩に行われたらよいのに、と願う。

学習指導要領改訂後の学校２学期制は？

授業時間数増となる学習指導要領改訂後、学校２学期制は維持されるのか。維持されるならその理由は？

【古口教育長】新しい学習指導要領では国語・理科・数学を中心に授業時数が増加し、総合的学習や中学校選択教科等が減少する。小学校 1·2 学年では年間約 70 時間、週２時間、小学校３学年～中学校では約 35 時間、週１時間増加となる。

2 学期制のメリットは①授業時数の確保(このために導入した)、②個に応じた指導充実や長期休業に向けた学習指導の時間が可能、③長いスパンの中で充実した教育活動の展開、の３点。



3 学期制に戻す場合と比較しても２学期制の方が有利なので、継続する。

来年度から移行措置、小学校は 23 年度から完全実施となる。長所を十分生かせるよう、さらに情報収集と研究に努める。

学習指導要領で授業時数が増えれば、２学期制とする理由がなくなると考えたが、その利点をさらに生かすとのこと。長期休みで学期が中断されてしまうデメリットもあると思う。どう克服するのか、課題だ。

職員人事評価制度は確立されたのか

市職員の人事評価制度は早期に確立すべきである。国・県の通知を待たずとも、意欲を持って職務に当たる職員を評価し、給与等に反映すべきである。検討結果はどうか。

【広瀬市長】H19 年 11 月に策定した人材育成基本方針の実施計画スケジュールに基づき、H21·22 年度を試行期間、23 年度から実施を目指している。

本年７月に人事評価検討委員会(副市長・部課長及び職員代表者の 13 名)、作業部会(課長・各所属職員から 14 名)を設置して協議を進めている。人を評価することは難しく、公平性・透明性・納得性・信頼性を確保した人材育成型の制度となるよう時間をかけて議論したい

これまで人事評価制度の概要、業績評価、能力評価、評価に対するフォロー体制について５回の作業部会を開催した。今後、試行用人事評価マニュアルを策定し、全職員を対象とした研修会を開催する。21 年度は評価者研修を行う

評価結果の給与等への反映は、試行期間中に議論を深めて、結論づけたい。

やっと制度確立に向けた筋道が見えた。評価することは難しい。客観性・公平性と納得・信頼、作り上げるには時間がかかる。“人材育成型”はどんな形になるのか楽しみだ。

『政務調査費』を考える

議員報酬は給料ではなく、役務の対価として役職に就いただけで支払われ、使途制限はない。

一方、時に“第２の報酬”と揶揄される政務調査費は、使途基準が規定されているのが一般的だ。

公費から支払われる以上、どちらも議員活動のために使われるものと考えるが、使途基準がある政務調査費の方が市民のチェックはしやすい。

下野市議員報酬は、期末手当もあるので年間 550 万円を超える(P9 参照)。特に事務所を持たない私には活動には充分な額だ。政務調査費を制度化するなら、その分、議員報酬を減額すべきではないか。また、職業をもつ人も容易に議員になれるよう、会議の開き方を工夫すべきと思う。

県内 14 市議会の状況は月額 12 万円(宇都宮市)～支給しない(4 市)まで、様々だ。

■研修報告（11 月 17 ～ 18 日、議会活性化特別委員会）

特別委員会では①議員定数と議員報酬、②政務調査費、③会派制、④議会基本条例、を調査項目に上げている。具体的検討に入る前に、先進的に取り組んでいる議会を視察研修した。研修内容は以下の通り

	足利市	長野県須坂市	下野市
人口 ・ 面積	156,908 人・177.82Km^2	53,129 人・149.84Km^2	59,824 人・74.58Km^2
一般会計予算規模	490 億 7 千万円	176 億 7 千万円	186 億 5 千万円
議員定数（法定上限数）	28 人（34 人）	20 人（30 人）	24 人（30 人）
議員報酬 議長	59 万円	45 万 6 千円	47 万円
議員報酬 副議長	54 万円	38 万 7 千円	38 万円
議員報酬 議員	50 万円	35 万 5 千円	35 万円
議会運営委員会（正副議長はｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）	会派より選出（現在 8 名）（会派人数に応じて配分）	会派より選出（現在 7 名）（会派人数に応じて配分）	常任委員会より選出（現在 6 名）
政務調査費（1 人当たり）	年額 84 万円	年額 15 万円	支給なし
交付対象	議員	会派（1 人会派も含む）	両市とも数年にわたり真摯に議論を重ねて改革に取り組んでいた。定数・報酬問題に拘わらず、市民に開かれた議会、議論を深める議会を目指していた。視点は、誰のために議会はあるのか、だった。
使途基準	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務費・その他 残余は返還	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費・その他 残余は返還	
領収書の添付	H17 年度分から義務づけ	H19 年 4 月より義務づけ	
指針	支出マニュアル策定	運用に関する申し合わせ有	
公開	議会 HP 、閲覧:市民資料室	議会 HP で公開	
会派制の導入	導入あり（現在 6 会派）	導入あり（現在 5 会派）	導入なし
委員会方式導入の検討	予算・決算審査は全議員を委員とする特別委員会設置、予算は常任委員会毎に構成する分科会に再付託する。委員会制導入	決算特別委員会（H19.9 ～）、予算特別委員会（H20.3 ～）設置。 すべての議案を常任委員会・特別委員会に付託	予算・決算審査のみ常任委員会に付託。 本会議方式

議会改革の取り組み

足利市

第 19 期市議会（H7 ～ 11）に**議会改革推進協議会**設置、以後改選の任期毎に継続して設置し、検討を重ねている。実施しているものは以下の通り

第19期：議員が兼務する各種委員への報酬廃止、期末手当・旅費減額見直し

第20期：定数削減（32 ⇒ 30）、議員政治倫理条例制定、政務調査費支給を会派から議員へ、本会議の CATV 放映、議会 HP 開設、正副議長の会派離脱、各週委員への議員参画見直し、民生委員・自治会長職から離脱

第21期：改革推進協議会に理事会、専門部会設置 議会交際費 HP 掲載、一般質問の対面・一問一答方式 傍聴席椅子改善、傍聴手続きの簡素化、常任委員会 CATV 録画放映、政務調査費減額（120 万円⇒ 100 万円）と領収書添付義務づけ、定数削減（30 ⇒ 28）、補助団体の長には就任しない、政務調査費ﾏﾆｭｱﾙ策定、

第22期：常任委員会視察報告書（個々の）HP 掲載、政務調査費減額（月額 7 万円に）、他検討中

須坂市

定数等改革検討委員会（委員 8 人、H17.2 ～ H19.2 ①懇談会の開催（中学校区(4)単位）、②定数削減 :24 → 20 、③報酬:改善が必要、④政務調査費運用に関する申し合わせ作成、⑤議員研修会開催（年 2 回）、⑥一般質問・常任委員会審査を対面式に。一般質問:一問一答方式、常任委員会審査:1 日 1 委員会 ⑦市長行政報告を議事日程に入れる、⑧一般質問通告要旨を地域公民館等に配布、⑨参考人制度の活用、⑩委員会審査における自由「討議」採用、

議会活性化委員会（委員 8 人、H19.3 ～）:①予算・決算特別委員会の設置、②一般質問時間制限:「質問時間のみ 30 分」を確認、③議員報酬:H10 年～据置、議運による議会基本条例視察、他

議会活動の周知:議長交際費・一般質問要旨・常任委員会及び会派行政視察報告書等を HP 掲載、本会議のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ録画配信、行政視察報告会の実施、 他

その他:各種審議会への議員就任制限、議長車優先車に

2008年　議員報酬と主な使途

《収　入》

議員報酬	5,548,375円	①
費用弁償	6,000	②
所得税還付金	727,526	③
印刷機使用料	13,698	④
合　計	6,295,599円	

《支　出》主なもの

所得税	859,355円	
議員共催掛金	757,350	
住民税	250,900	
国民健康保険税	413,300	⑤
固定資産税	70,000	⑥
国民年金掛金	58,760	⑦
気・傷害保険掛金	58,000	
家計へ	840,000	⑧
自動車維持費	594,748	⑨
印刷機維持費	138,552	⑩
議会報告書作成費	35,070	⑫
図書・新聞・機関誌	332,340	⑬
事務用品・備品購入	62,204	⑭
通信費	183,491	⑮
講座参加費	133,350	⑯
交通・宿泊費	193,840	⑯
団体等会費	62,900	
慶弔費	37,150	
寄付金	43,000	⑰

①月額35万円、期末手当3.35ヶ月分(＋役職加算15％)
②社会福祉協議会理事会(市V連代表として)
③2007年分還付金
④実費(印刷インク0.2円/枚＋マスター30円/枚、用紙は別)で利用可
⑤医療分292,500円、後期高齢分69,200円、介護分51,600円
⑥夫との共同名義になっている自宅の固定資産税の1/2負担
⑦国民年金は満60歳になる前々月まで支払うと知った。
⑧光熱費・生活費の一部として月額7万円を負担
⑨購入費の1/5を4年払いで負担、燃料費・タイヤ購入費・自動車税・保険料
⑩マスター・インク・印刷用紙購入、修理費、
⑫議会報告書製本作業・発送作業工賃
⑬日刊 5紙、週刊紙・誌 2、月刊誌 5誌、ほか単行本
⑭電気スタンド購入、パソコンハードディスク交換など
⑮主として議会報告書送料と携帯電話通話料
⑯豊中市・宝塚市(全国自治体議員行財政自主研究会)、沖縄県(全国革新議員会議)、茅野市(財政研究会)、日光市(地方自治を学ぶ会)、盛岡市(自治体学会)などへ行った。併せて交通費と宿泊費。
⑰主に市川房枝記念会(婦選会館耐震補強工事費として)とアフガニスタン復興支援(太陽熱調理器・湯たんぽの購入費として)

その他、被服費、懇親会費など。
使途不明金もある。
夫からのお小遣いも継続。

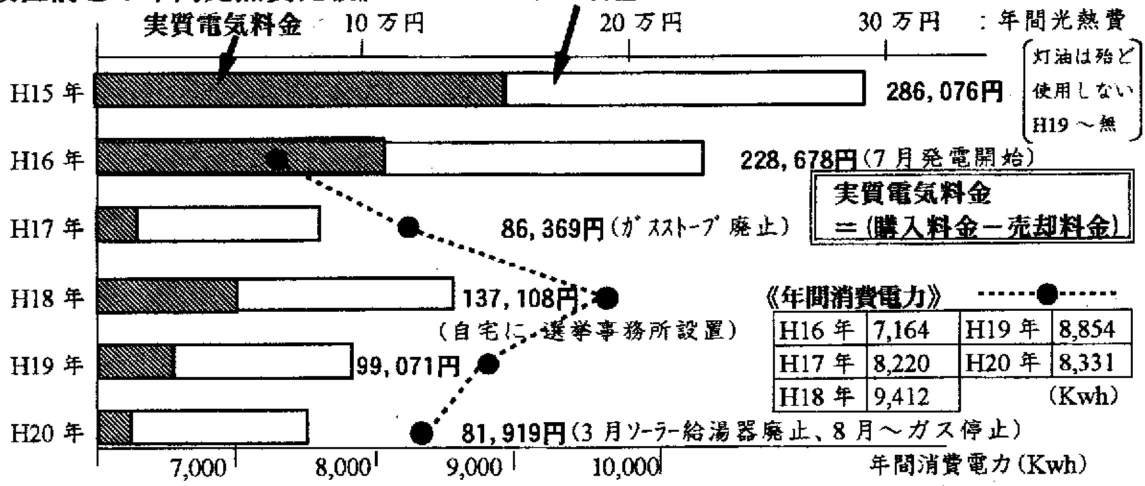


《村尾太陽光発電所通信》～2004年7月～5.1Kwhの発電システムが稼働～　(2008.12.31 現在)

H20年3月に太陽熱給湯器故障(不凍液パイプ)したを機に、8月からガスを停止してオール電化とした。

設置以来の総発電量：25,882Kwh
〃　CO_2削減量：4,658Kg-CO_2

《設置前との年間光熱費比較》



《年間消費電力》

H16年	7,164	H19年	8,854
H17年	8,220	H20年	8,331
H18年	9,412		(Kwh)

【行動記録】　**太字**は議員としての公的活動

【10月】11 自治医大薬師祭模擬店出店(市V連)　15 市民人権講座「ひとりぼっちじゃないんだよ」NPOカリヨン子どもｾﾝﾀｰ 一場順子氏　16 1.6歳児健診手伝い　17 市V連南河内地区会員研修(牛久市社協･秦泰枝さん)　20 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)／市国分寺給食センター見学(せっけんネットワーク栃木)　21 行革推進委員会傍聴　22 ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞ連絡会／人権問題講演会「自分らしく生きる」中山千夏氏(小山市)　23 教育委員会傍聴　25 議会報告会　26 自治医大小児医療ｾﾝﾀｰ花咲jiiボランティア／はくつる会秋祭　27 **議会活性化特別委員会／県南6市議長会研修会**(真岡市)　28 行革推進委員会傍聴　30 国分寺地区ふくし運動会／ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ　31 市V連イベント部会



【11月】1 研修会「心の健康を考えよう」(宇都宮市)　2 天平の芋煮会協力(市V連)　3 **消防団通常点検参列**／三輪車耐久ﾚｰｽ協力(V連)　6 ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ　6～7 日立市へ　9～10 行財政自主研究会「自治体改革」元多治見市長 西寺雅也氏／「教育改革」金山康博氏(東京)　11 ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ　12 学習会「森林と平地林」大木洵氏(自然に親しむ会)　13 宇都宮大学生による取材　15 生涯学習情報センターまつり(やよい会)　16 市川房枝記念会ﾌｫｰﾗﾑ「今､地域から政治を変える」菅原敏夫氏(東京)　17～18 **議会活性化特別委員会研修**(足利市･長野県須坂市)　19 ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞ連絡会　20 ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ　21 ふくしフェスタ準備(V連)　22 しもつけふくしフェスタ　23～24 日立市へ　27 **議会運営委員会／議員全員協議会**／洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ説明会　29 教育相談研修会(宇都宮市)



【12月】1 お茶の間健康クラブ(送迎)／やよい会例会　4 市V連執行委員会　4～5 日立市へ　6 やよい会石けん学習会　7 障がい者スポーツ教室協力(V連)／栃木県ゴミ問題連絡会総会･講演会(宇都宮市)　8 お茶の間健康クラブ(送迎)／自然に親しむ会定例会　9～12 **議会第4回定例会／11日 一般質問**　13 ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ協会講演会「小児科医から見た臨床」渋川典子医師(宇都宮市)／教育相談研修会(宇都宮市)　14 青少年市民会議ﾌｧﾐﾘｰｺﾝｻｰﾄ　15 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送迎)･アフガニスタンの話　16 ふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ　16～18 日立市へ　18 市防災訓練ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ打合せ　20～27 議会報告書編集作業　21 市民農園利用者の会腐葉土づくり　22 **議会運営委員会**／お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ／やよい会･アフガニスタンの話／下野塾「なぜｱﾒﾘｶｻﾞﾘｶﾞを殺さなければいけないか」杉浦健夫氏　25 ふれあいサロン見学(ぽっぽ館)　26「とちぎの豊かな教育研究発表会･講演会」秋山仁氏(宇都宮市)　1/3～11 議会報告編集･印刷作業



～あれこれ～　■前多治見市長 西寺雅也氏の講義を聴いた。27歳から市議4期、その後、市長を3期務められた方だ。会場からの、なぜ市議や市長になったのか、との問いに「地域に民主主義を根付かせたかったから」との答え。時には職員や議会と対立しながら、「自律自治体」としての先進的な自治体づくりを実践されてきた。その情熱はどこから？と思っていただけに、とても感動した。そして共感した。私も民が主体の地域づくり、まちづくりを目指しているから。改めて尊敬の念を抱いた。■市長職は退いたけど、その理念はしっかりと市職員達に継承されているそうだ。たくさんの議論を重ねながら、理解と納得を得てきたに違いない。

■昨年も農園では近隣の方々にご迷惑をかけてしまいました。お詫びします。どうぞお許しを。
今年こそは精農家になれるよう努力します。



■実家の母は85歳、ついに寄る歳には勝てず弱ってきた。で、このところ通院等の介助で度々日立へ。

■アフガニスタンの話。遊牧民や戦災者たち、燃料はじめ衣料品など物資が無く衛生状態も劣悪で、昨冬には1,000人もの凍死者があったという。日本政府のODA(政府開発援助)は2001～2008年に1600億円にのぼる復興支援をした(1/9 、毎日新聞)が、どうやら困窮した人々には行き渡っていないようだ。■そこで「太陽熱調理器と湯たんぽのセットを送ろう」と募金活動が始まった。太陽熱調理器でお湯を沸かして低温殺菌し、湯たんぽで暖をとる。冷めた水は感染症対策として飲用･調理に活用できる、というもの。賛同し協力される方は下記へ



名義：アフガニスタン復興支援　ローヤ基金 代表　青木　和男 口座:栃木銀行　普通　口座番号:６３５４４４１

お問い合わせ:NGO温室効果ガス排出権取引機構（エコフレンディ）TEL:028-653-9343